

【UDCBK 2020年度アーバンデザインスクール】

## 地域共生社会とまちづくり

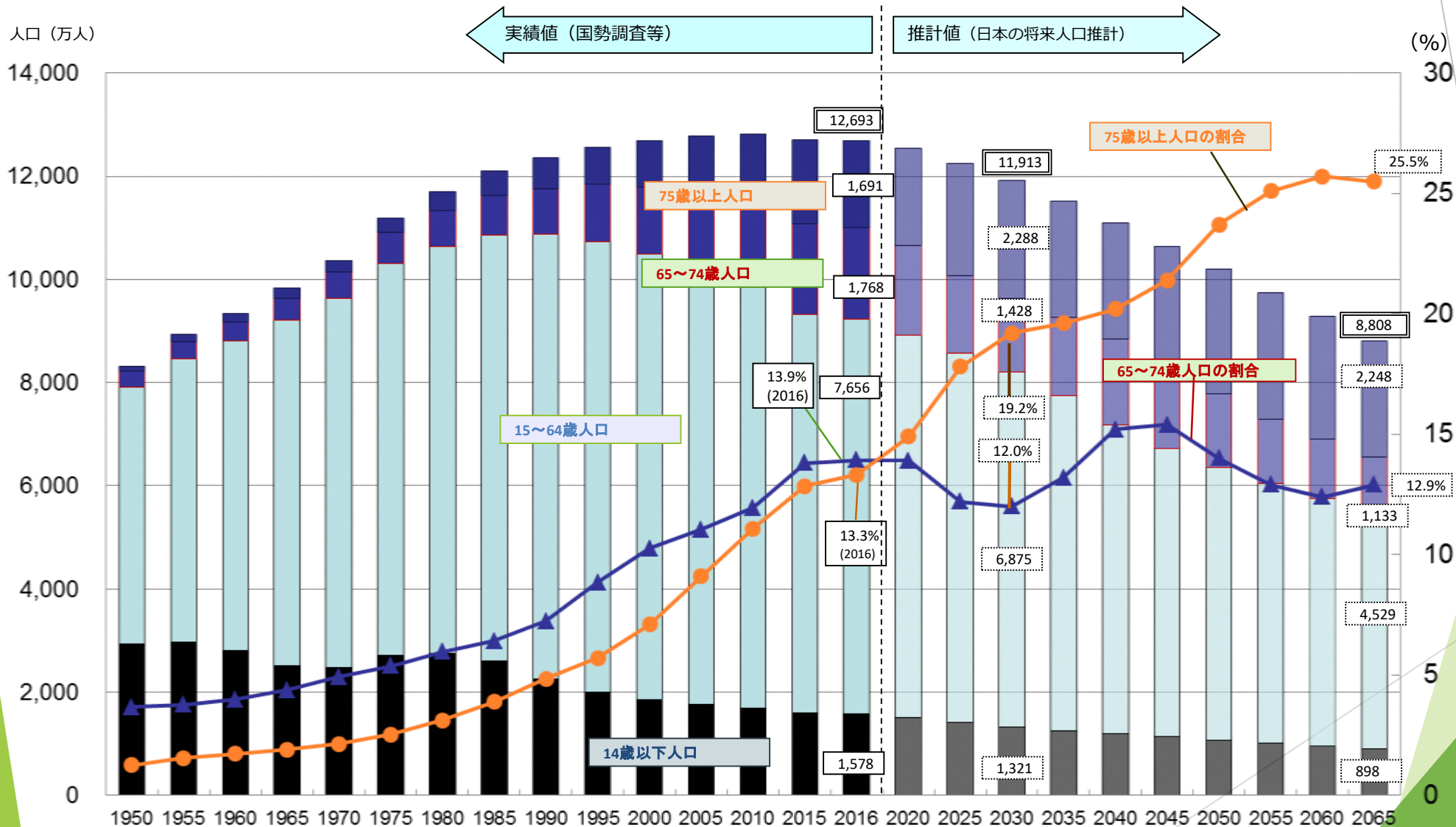
超少子高齢社会における「地域共生社会」について

2020年10月23日（木）

肥塚浩 立命館大学大学院経営管理研究科長・教授  
立命館大学医療介護経営研究センター長

# 75歳以上の高齢者数の急速な増加

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される。

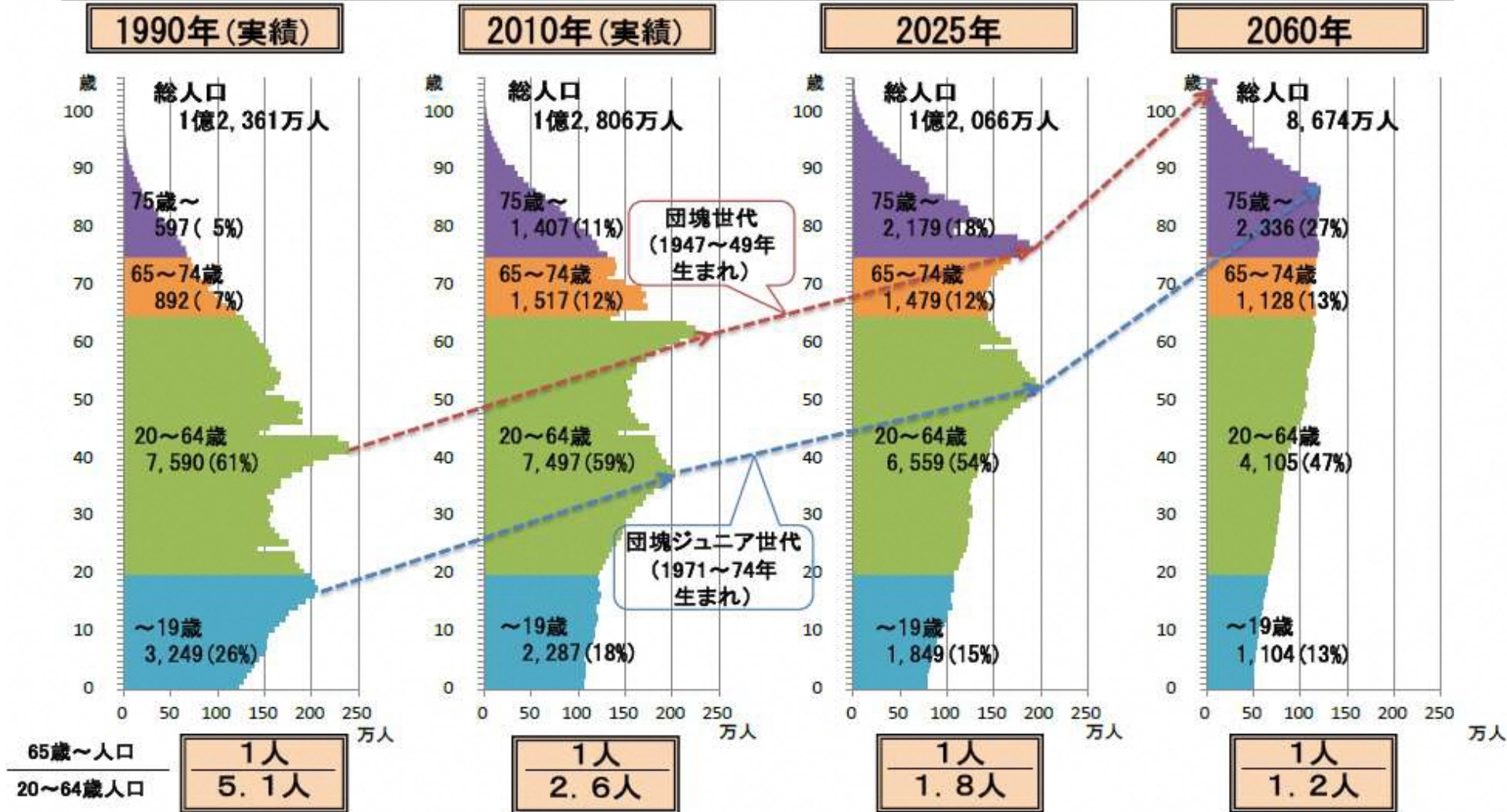


出所) 2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計) 中位推計」

# 少子高齢化の動向（1）

## 人口ピラミッドの変化（1990～2060年）

○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

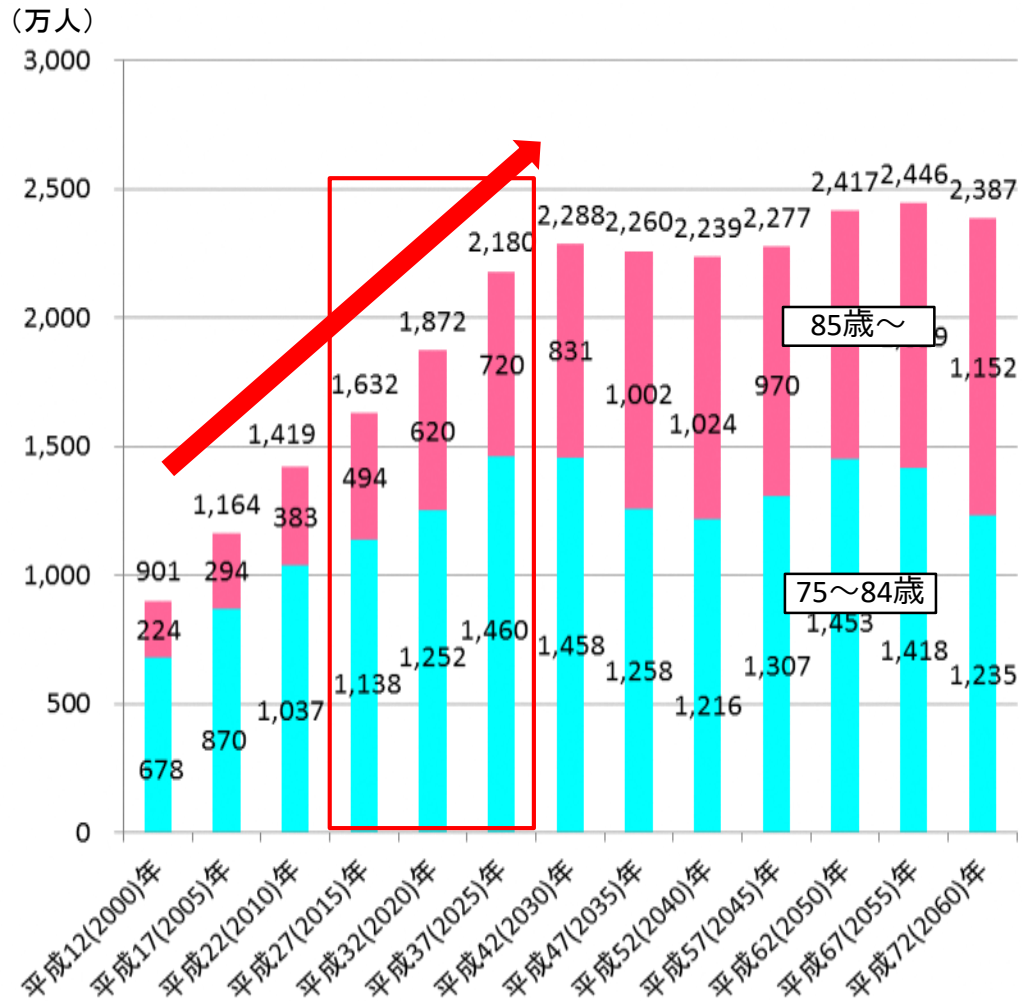
## 少子高齢化の動向（2）

年 総人口 (万人)	平成22 (2010)	27 (2015)	32 (2020)	42 (2030)	52 (2040)	62 (2050)	72 (2060)	77 (2065)
総 数	12,806	12,710	12,532	11,913	11,092	10,192	9,284	8,808
0～14歳	1,680	1,589	1,507	1,321	1,194	1,077	951	898
15～59歳	7,099	6,783	6,664	6,039	5,180	4,654	4,196	3,970
60～64歳	1,004	846	742	836	798	621	597	560
65～69歳	821	964	824	747	907	682	573	582
70～74歳	696	770	923	681	774	742	580	551
75歳以上	1,407	1,613	1,872	2,288	2,239	2,417	2,387	2,248
<b>65～69歳</b>	<b>6. 4</b>	<b>7. 6</b>	<b>6. 6</b>	<b>6. 3</b>	<b>8. 2</b>	<b>6. 7</b>	<b>6. 2</b>	<b>6. 6</b>
<b>70～74歳</b>	<b>5. 4</b>	<b>6. 1</b>	<b>7. 4</b>	<b>5. 7</b>	<b>7. 0</b>	<b>7. 3</b>	<b>6. 2</b>	<b>6. 3</b>
<b>75歳以上</b>	<b>11. 0</b>	<b>12. 7</b>	<b>14. 9</b>	<b>19. 2</b>	<b>20. 2</b>	<b>23. 7</b>	<b>25. 7</b>	<b>25. 5</b>
<b>合 計</b>	<b>22. 8</b>	<b>26. 4</b>	<b>28. 9</b>	<b>31. 2</b>	<b>35. 3</b>	<b>37. 7</b>	<b>38. 1</b>	<b>38. 3</b>

出所) 『高齢社会白書』平成29年版より作成

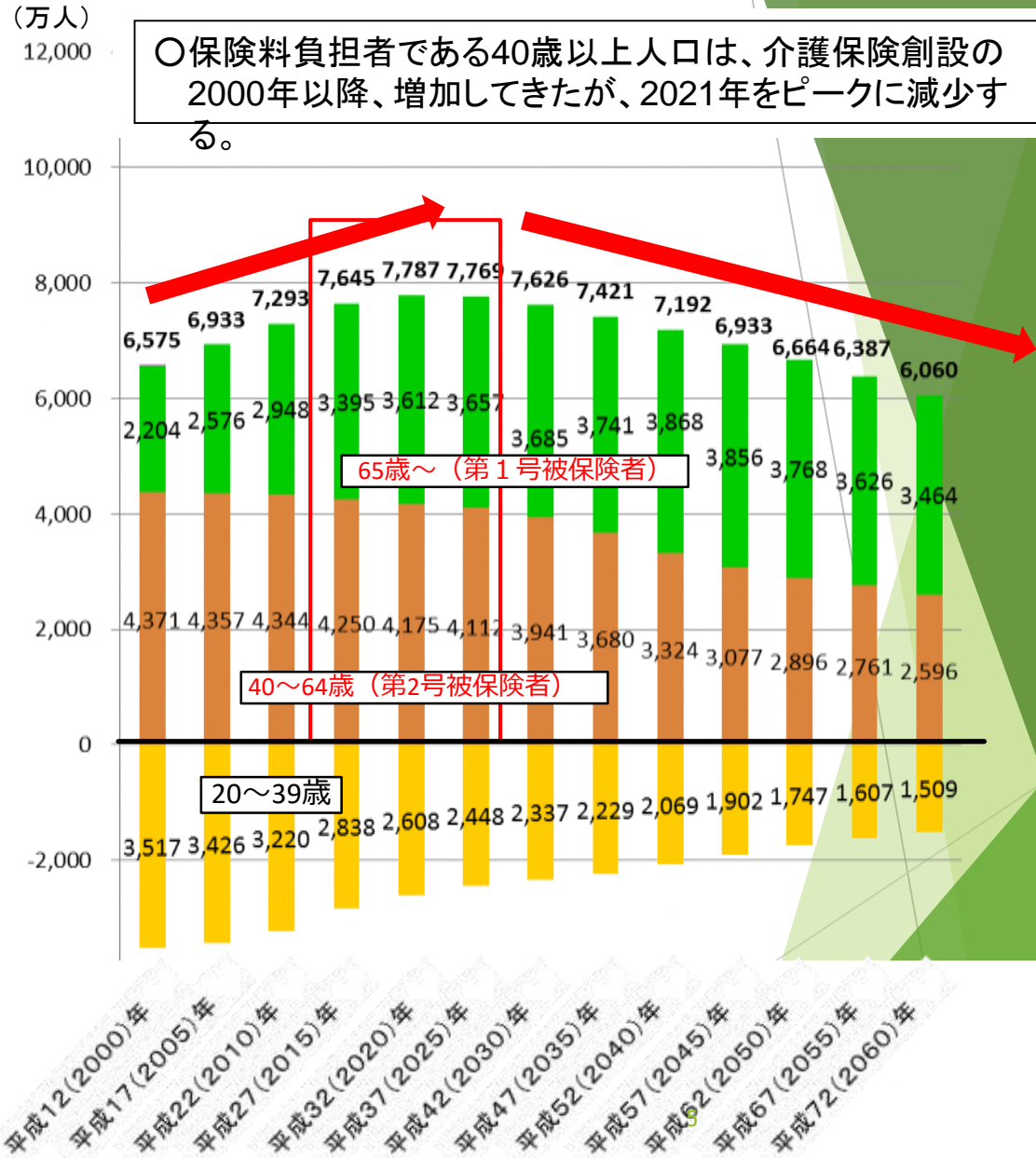
## 要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

- 75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。
- 2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



## 介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

- 保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2021年をピークに減少する。



出所)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年4月推計)出生中位(死亡中位)推計  
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

# 高齢者人口の急増状況

	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢人口 (割合)	3,387万人 (26.6%)	3,619万人 (28.9%)	3,677万人 (30.0%)	3,704万人 (38.0%)
75歳以上高齢人口 (割合)	1,632万人 (12.8%)	1,872万人 (14.9%)	2,180万人 (17.8%)	2,446万人 (25.1%)

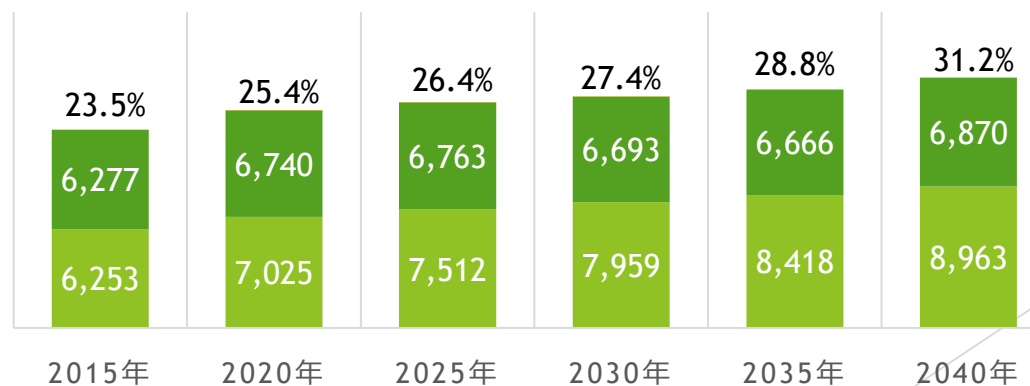
## 65歳以上の認知症高齢者

2012年	462万人 (15%)
2025年	約700万人 (約20%)

注) ( ) は65歳以上人口比

## 65歳以上世帯の増大

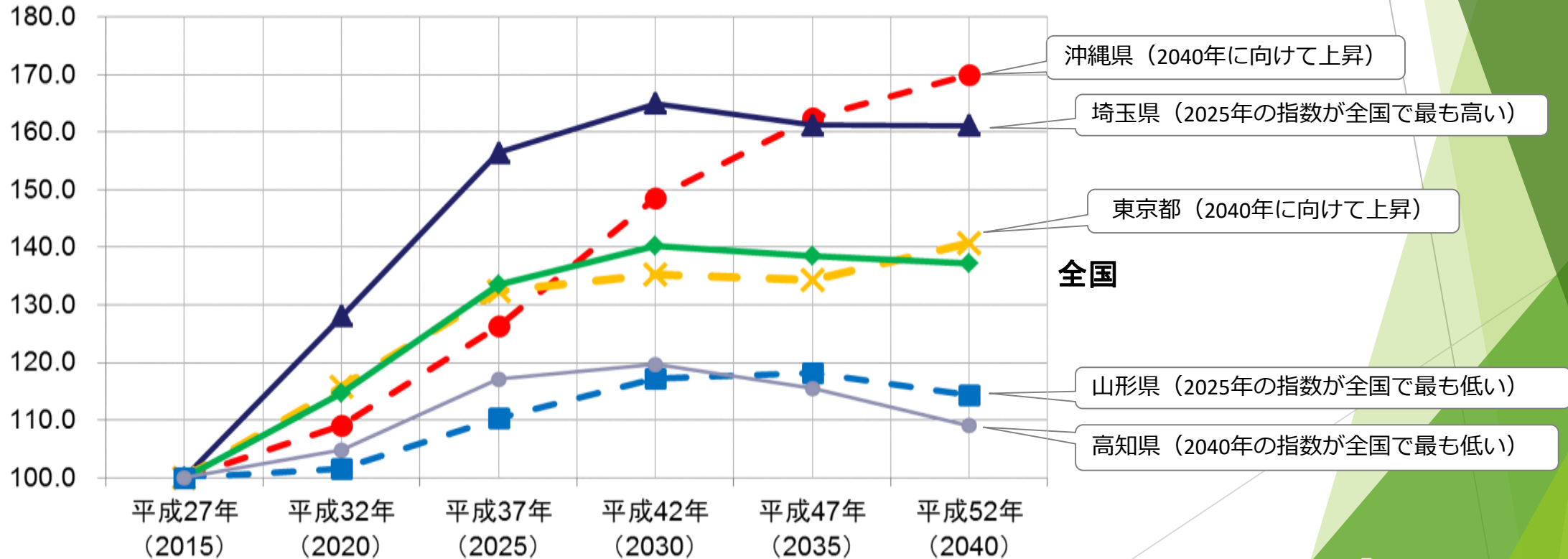
- 比率(65歳以上世帯の世帯全体に占める割合)
- 世帯主65歳以上単身世帯 (単位: 千人)
- 世帯主65歳以上夫婦のみ世帯 (単位: 千人)



# 2015年から2040年までの各地域の高齢化

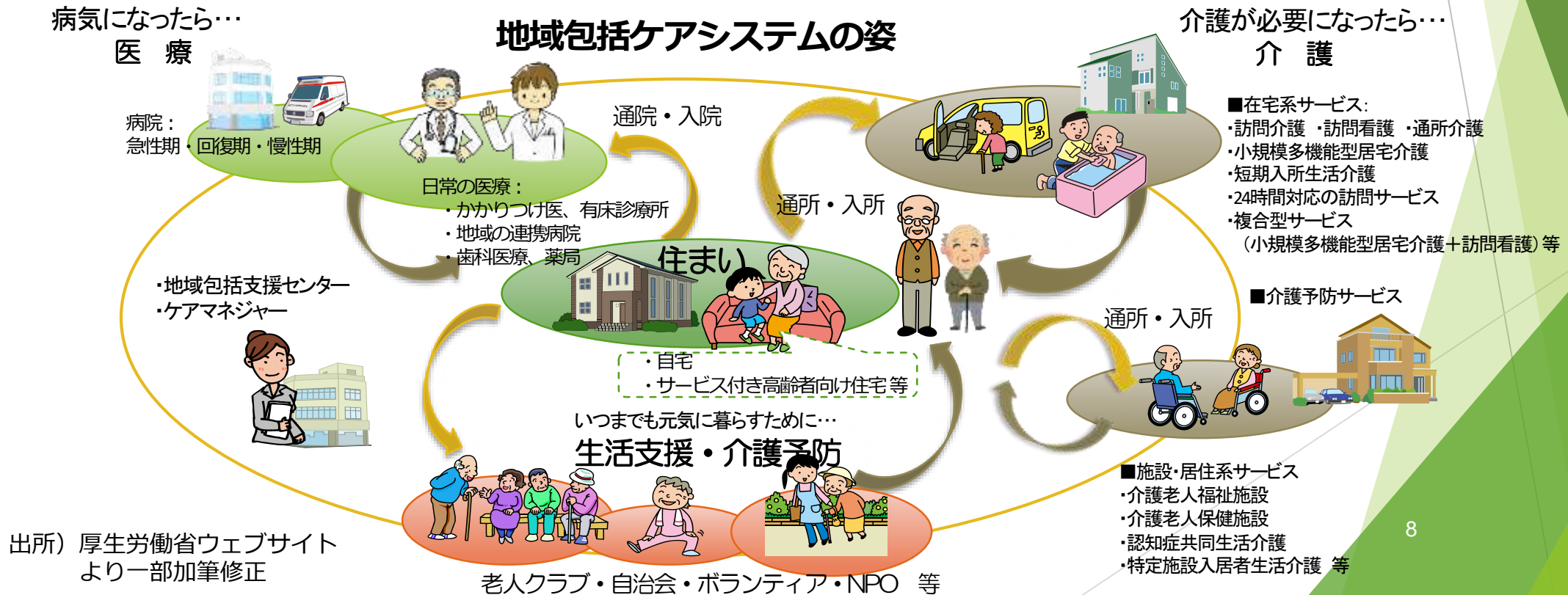
- 75歳以上人口は、多くの都道府県で2025年頃までは急速に上昇するが、その後の上昇は緩やかで、2030年頃をピークに減少する。
  - ※2030年、2035年、2040年でみた場合、2030年にピークを迎えるのが28道府県、2035年にピークを迎えるのが14県
  - ※沖縄県、東京都、神奈川県、滋賀県では、2040年に向けてさらに上昇
- 2015年から10年間の伸びの全国計は、1.34倍であるが、埼玉県、千葉県では、1.5倍を超える一方、山形県、秋田県では、1.1倍であるなど、地域間で大きな差がある。

75歳以上人口の将来推計（2015年の人口を100としたときの指数）



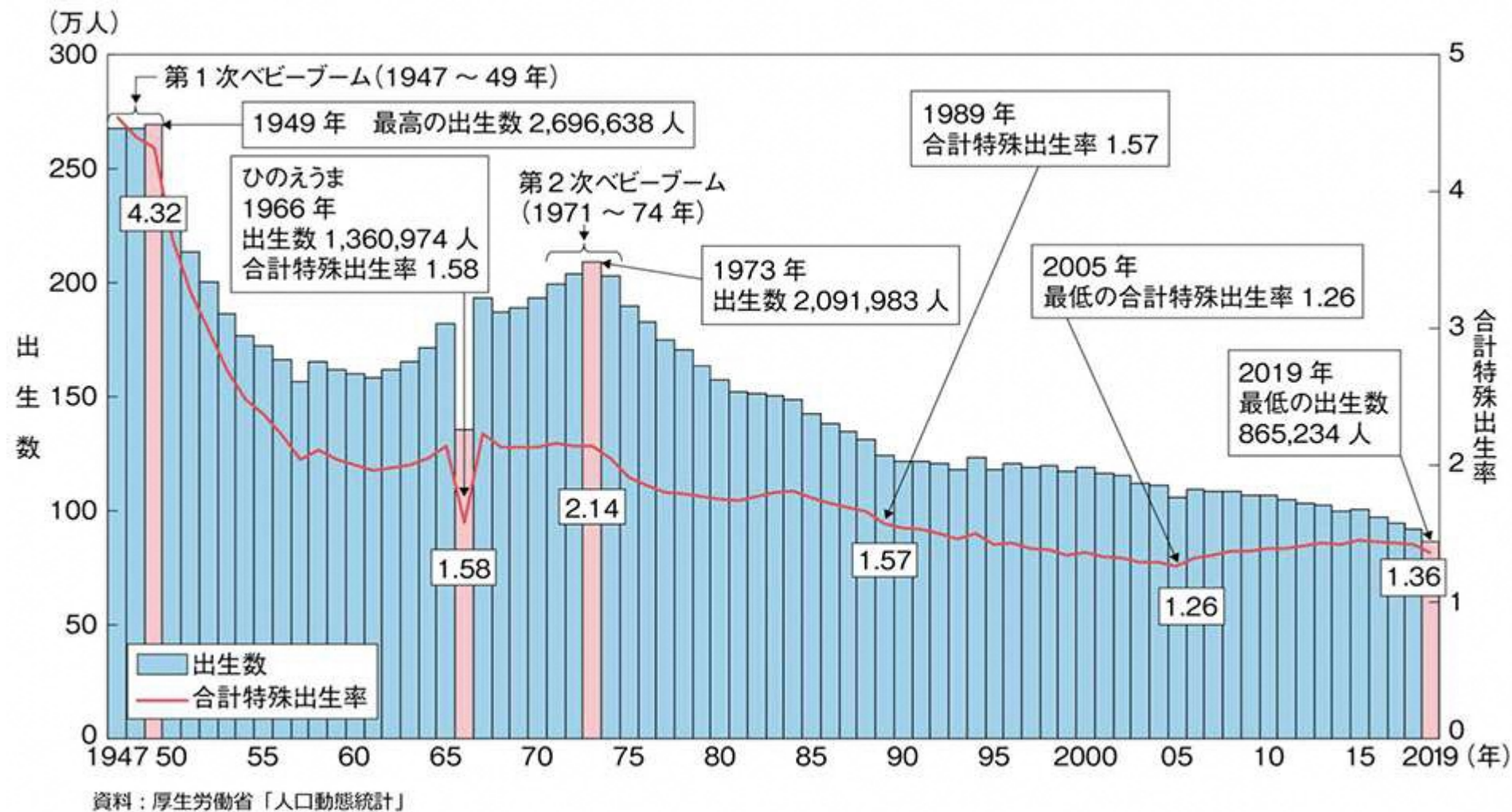
# 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が必要**
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後、増大することが予測される医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者への対応として、引き続き、**在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。**
- 特に、24時間365日の在宅生活を支援する**定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとした包括報酬サービスの更なる機能強化等**を図る。
- また、地域の拠点としての機能を発揮して中重度の要介護者の在宅での生活を支援する役割を果たす**施設サービスについて、それぞれに求められる機能を更に高めていく。**

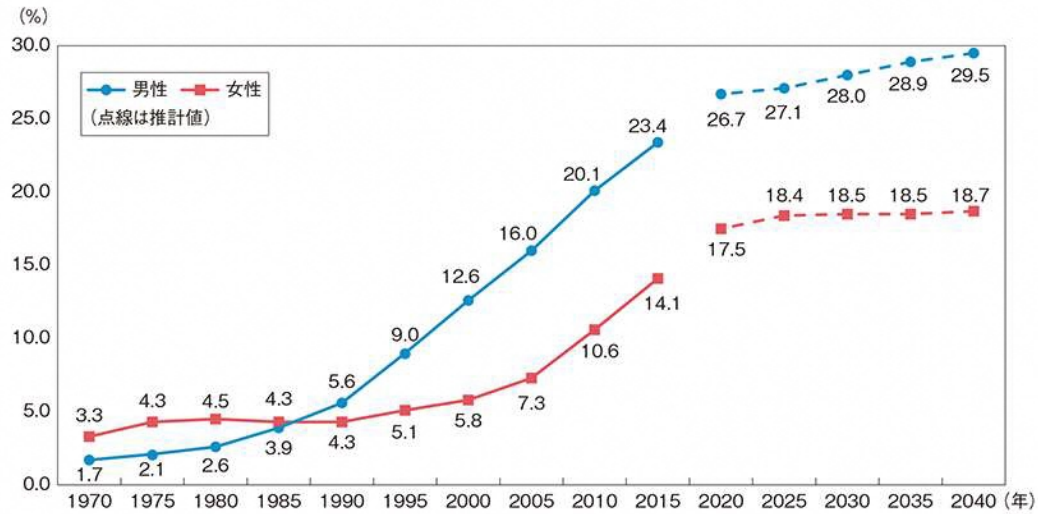




# 少子化をめぐる状況

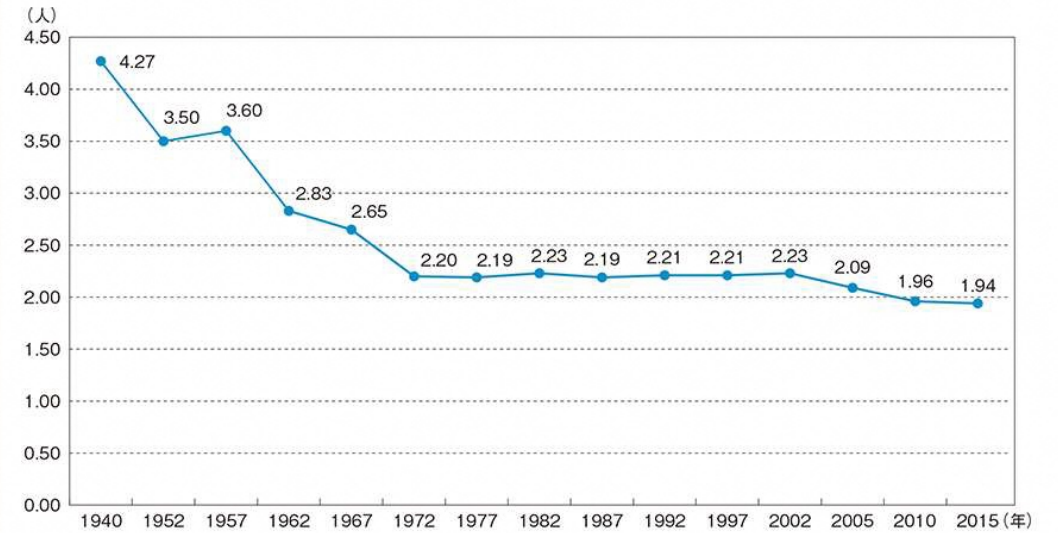


## 50歳時の未婚割合の推移と将来推計



資料：1970年から2015年までは各年の国勢調査に基づく実績値（国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、2020年以降の推計値は「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018年推計）より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均値。

## 完結出生児数の推移

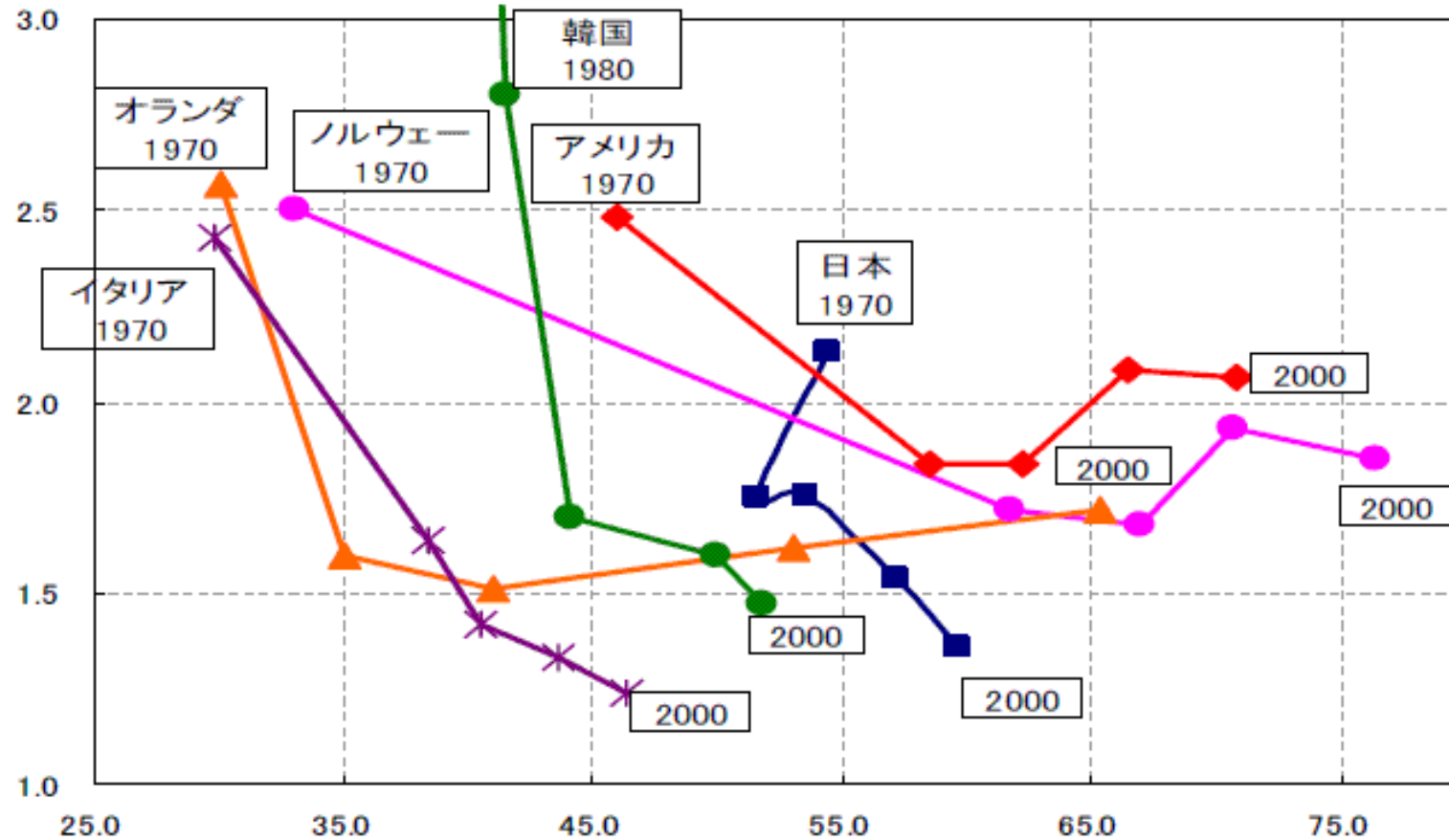


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子供数不詳を除く）。横軸の年は調査を実施した年である。

出所) 内閣府ウェブサイト

欧米は女性の労働力率が上昇し、出生率も高いのに対し、日本は出生率が低下し、女性労働力率の上昇幅も小さい

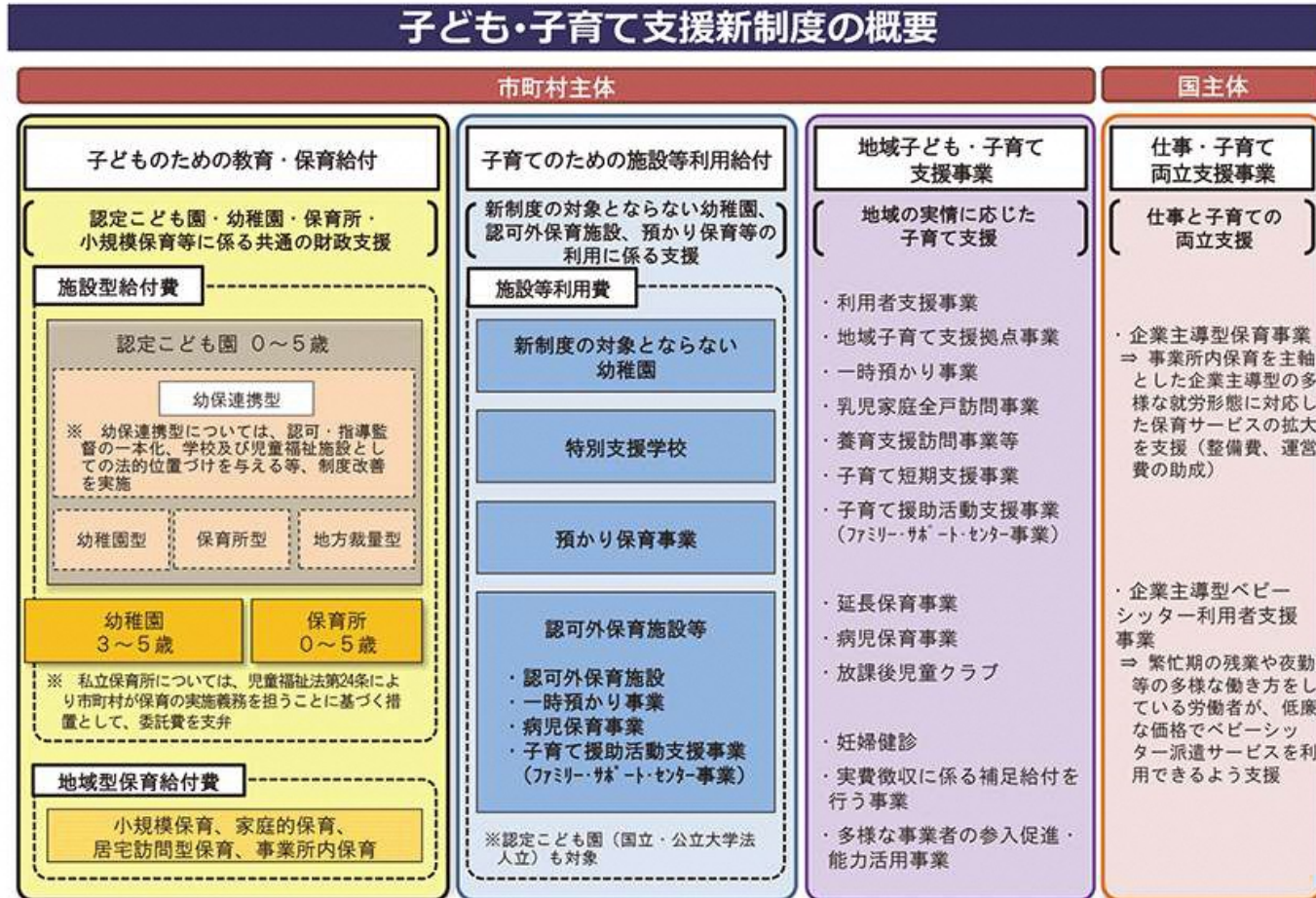


女性労働力率：15～64歳（%）

注) 1970年、80年、85年、90年、2000年の5時点。韓国の70年の合計特殊出生率は4.53、女性労働力率は40.4%

出所) 内閣府ウェブサイト

# 子ども・子育て支援新制度の概要（2019年10月）



資料：内閣府資料

出所) 内閣府ウェブサイト

# 利用者支援事業

## 事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

## 実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

## 3つの事業類型

### 基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
  - 子育て支援に関する情報の収集・提供
  - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たった助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

#### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
  - 地域に展開する子育て支援資源の育成
  - 地域で必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

### 特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

資料：厚生労働省資料

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。  
 > 実施市町村数:296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > **おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。



資料：厚生労働省資料

※2020年4月1日時点で2,052ヶ所（うち直営が1,982ヶ所）：厚生労働省ウェブサイト

出所）内閣府ウェブサイト